

足立区建築物 再生可能エネルギー 利用促進計画(案)

足立区 建築室 建築審査課

足立区建築物再生可能エネルギー 利用促進計画(案)

足立区建築物再生可能エネルギー促進計画とは

「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」第67条の2の規定に 基づく「促進計画」である。

策定目的

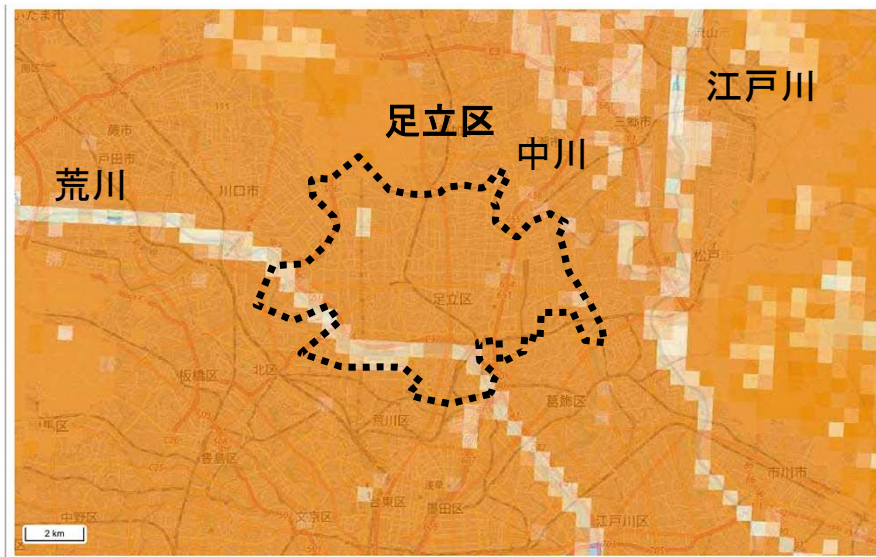
2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組みの方向性を示すとともに、区内の新築戸建て住宅等における太陽光発電設備等のさらなる普及促進を目指す。

足立区建築物再生可能エネルギー利用促進計画(案)

- 1 促進計画の区域
- 2 再生可能エネルギー利用設備
- 3 再生可能エネルギー利用設備に対する
特例適用要件
- 4 建築主への説明義務

1 促進計画の区域

導入ポテンシャル図(太陽光発電設備)



Copyright Ministry of the Environment Government of Japan. All rights reserved

太陽光建物系導入ポテンシャル_

合算



足立区全域

- ・日照条件に恵まれた地域
- ・太陽光発電設備等の

導入ポテンシャルの量の多さ

※導入ポテンシャルとは、再生可能エネルギーの中でも再生可能エネルギー利用設備の導入可能性を示す指標で、土地利用、法律、規制、建設などの制約要因による設備設置の可否を考慮した資源量のこと。

2 再生可能エネルギー利用設備

太陽光発電設備

太陽光発電



太陽熱利用



バイオマス発電



上記のほか、水力発電、風力発電等がある。

※再生可能エネルギー利用設備を「再エネ利用設備」と省略する。

- ・区内で一定の導入ポテンシャルが見込めること
- ・本制度の特例許可制度により、屋上及びカーポート等への設置が促進されること

3 再生可能エネルギー利用設備に対する 特例適用要件

特例許可制度

・再生可能エネルギー利用設備の設置により、下記の制限を超える場合、許可を受けることで特例的にその制限を超えることが可能となる制度

特例対象規定

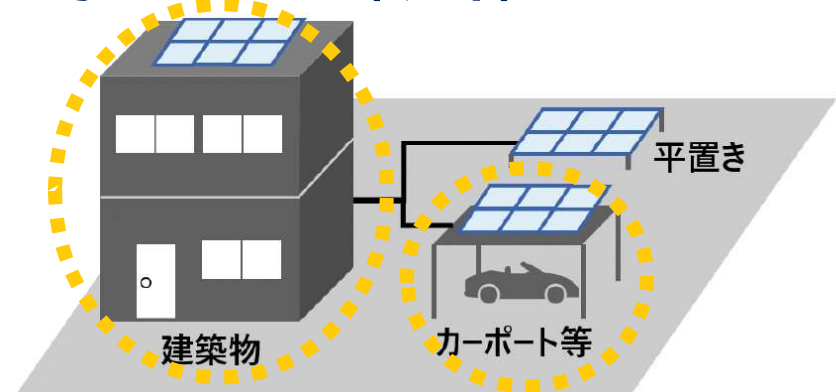
容積率(建築基準法第52条)

建蔽率(建築基準法第53条)

絶対高さ(建築基準法第55条)

高度地区(建築基準法第58条)

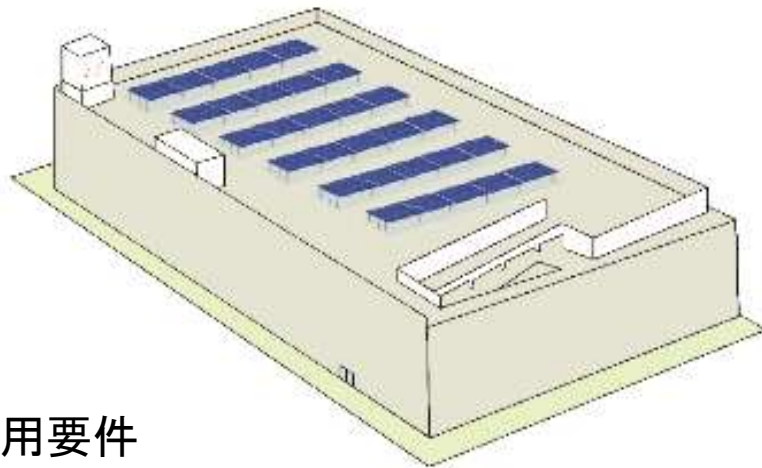
対象となる設備



- ・ソーラーカーポート等
(架台下にベンチを設置した休憩所も含む)
- ・屋上の太陽光パネル

3 再生可能エネルギー利用設備に対する 特例適用要件

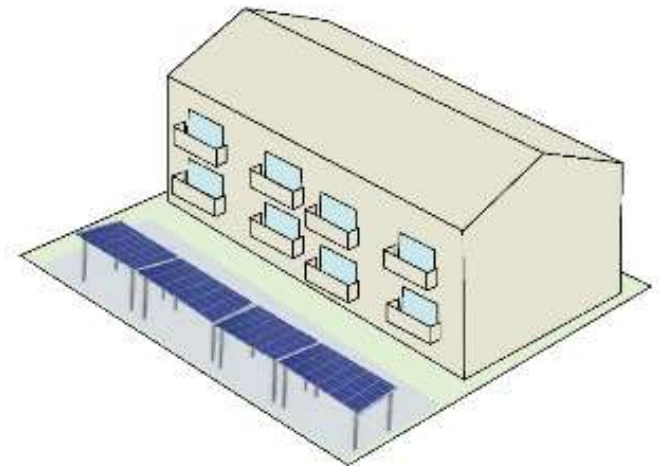
容積率



適用要件

- 周囲に対する日影が増大しないこと
- 圧迫感が増大しないこと
- 敷地内に空地を有すること

建蔽率

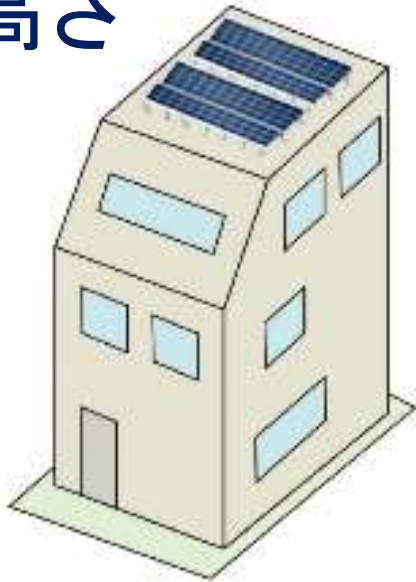


適用要件

- 敷地内に空地を有すること
- ソーラーカーポート等と敷地境界線との間に距離を有すること
- 避難上支障ないこと

3 再生可能エネルギー利用設備に対する 特例適用要件

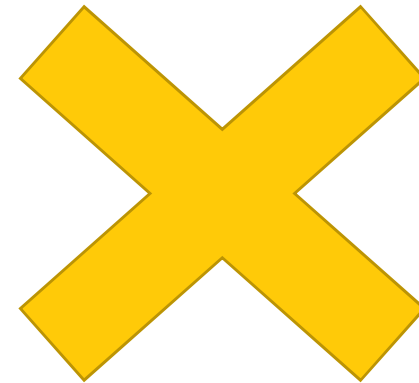
絶対高さ



適用要件

- 設置しない場合と比較して周囲に対する
日影が増大しないこと

高度地区



※足立区の高度地区は北側への影響に配慮する
目的の斜線型高度地区のため、本制限に対する
許可は行わない。

4 建築主への説明義務

意義

公益性と技術力を持つ建築士が建築主へ説明することで、再生可能エネルギー利用設備の設置を効果的に促進することが期待できること

対象建築物

10m²を超える建築物(仮設建築物を除く)

説明事項

再生可能エネルギー利用設備の種類及び規模、メリット、費用等

詳細は次の説明でお伝えします。

出典

導入ポテンシャル図

『再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS(リーポス)】』

<https://www.renewable-energy-potential.env.go.jp/RenewableEnergy/index.html>

写真

国土交通省. 建築物省エネ法に基づく「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」促進計画の作成ガイドライン. 令和5年9月. P7

イラスト

国土交通省. 建築物省エネ法に基づく「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」促進計画の作成ガイドライン. 令和5年9月. P8

東京都都市整備局. 東京都建築物再生可能エネルギー利用促進計画策定指針. 令和5年12月. P120